

令和 7 年度 学校いじめ防止基本方針

小 2 1 千葉市立横戸小学校

◇千葉市の教育

- 千葉市教育施策の基調「人間尊重の教育」
- 千葉市学校教育推進計画
目指す子どもの姿：「夢と思いやりの心を持ち、未来を拓く子ども」
教 育 目 標：「自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ」

◇学校教育目標

豊かな心情と自ら学ぶ意欲をもち 心身共にたくましく生きる子どもの育成

（校訓「よく学ぶ子ども、こころの優しさをもつ子ども、**ど**の子も元気な子ども」）

◇生徒指導の重点目標

- ① 教育相談の充実に努め、児童一人一人に応じた指導や支援の方法を工夫し、能力の伸長に努めます。
- ② 学級全体の目標を作り、人間関係の充実が図れるような助言や助力をとおして、互いに理解し共感し協働しあえる学級集団の育成に努めます。
- ③ 課題を全職員が理解し、改善に向けた指導が一致協力の下に行えるよう、月一回以上の共通理解の場を設けます。
- ④ 支援を要する児童には、担任とコーディネーターが協力し合い、組織として対応し安定した学校生活が過ごせるように配慮します。

全職員が、学年（学級）の枠を超えて学校全体で児童の健全な育成にあたります。

◇本校のいじめ問題の課題

- 児童が多様な人々と関わり、豊かな人間関係を築く機会を設けるよう努める。
- 定期的ないじめアンケートや全職員による相談体制など、様々な調査や日頃からの相談活動を通して、児童の人間関係や心身の状態の把握に十分努める。
- 研修を通して、教職員のいじめに対する指導力の向上に努める。
- SNSを利用する児童が増えているため、情報モラル教育・家庭でのルールづくりの啓発に努める。

1 基本理念等について

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※児童等とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

＜いじめ防止対策推進法 第二条より＞

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

＜いじめの防止等のための基本的な方針より＞

(3) 学校及び学校の教職員の責務

横戸小学校の教職員は、基本理念にのっとり、横戸小学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、横戸小学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 学校におけるいじめ防止等の対策について

(1) 組織について

① 名称 「生徒指導・特別支援・いじめ問題対策委員会」

② 役割

＜未然防止＞

ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

＜早期発見・事案対処＞

イ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

ウ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時に緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、関係児童への聴取やアンケート調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

オ 指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

＜学校基本方針に基づく各種取組＞

カ 学校基本方針に基づく取組の実施及び具体的な年間計画の作成や取組の実行、検証、修正を行う役割

キ 学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割

③ 定例会議（原則として）毎月 1 回 木曜日

④ 組織の構成について【例】

ア 構成員……校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、学級担任、栄養士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

イ 相談・通報窓口…教頭（教務主任）、生徒指導主任

(2) いじめの未然防止について

① 歯車委員会を中心とした委員会児童が主体となって、いじめ防止の取組「みんなにここキャンペーン」を実施し、「いじめをしない、させない、許さない」学校づくりを進める。

② 各教科、道德教育、特別活動、体験活動など、学校教育活動全般を通して、いじめを生まない人間関係づくり、集団適応力、豊かな情操、

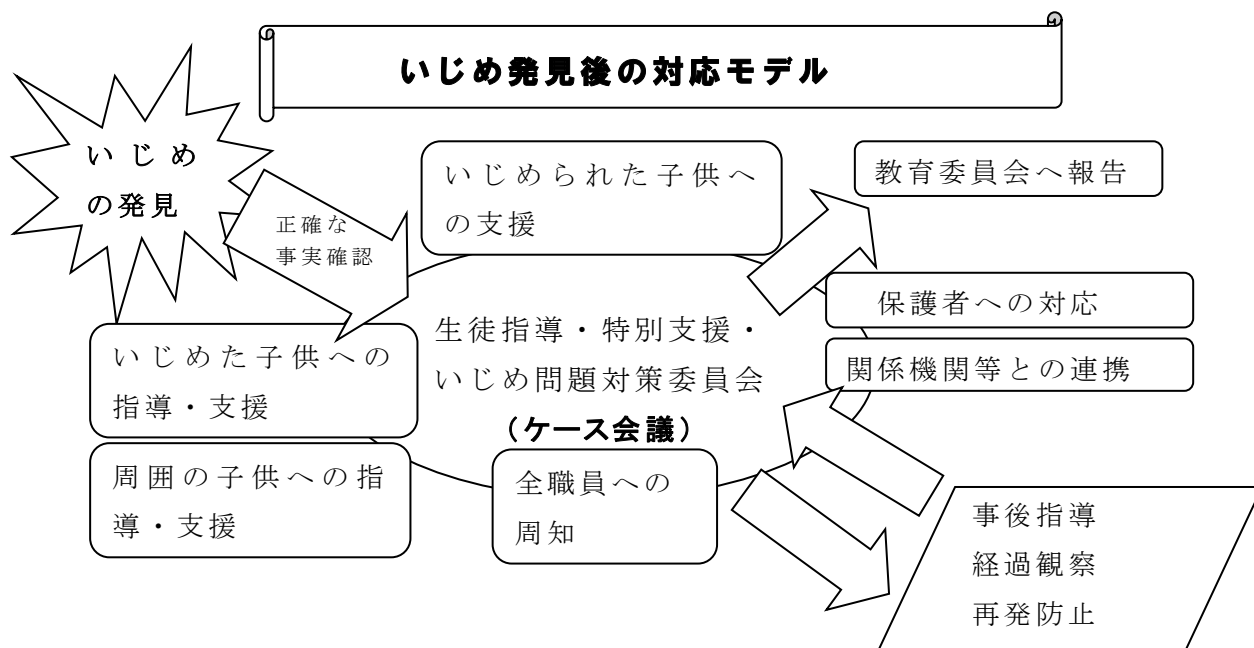
生命や人権を大切にする態度、人を思いやる心や他者と協力する態度などを育む。

- ③ 「あなたならどうするか」を問う「考え、伝え合う道徳」への質的転換・授業改善を進める。
- ④ 障害の有無などによる分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合うことを目指し、交流学習等を実施する。
- ⑤ 「人権週間」を設定し、後期始業式と昼の時間を活用して、人権についての講話を行い、生命や人権を尊重する態度を育む。
- ⑥ いじめ防止等のための教職員の資質向上を図るため、事例をもとに適切な対策やいじめへの対処等校内研修の充実を推進する。
- ⑦ 発達障害等の特性に係る教職員の理解や専門性の向上を図る。
- ⑧ 携帯電話やスマートフォン等のインターネットやメール、SNS等の利用に関する「スマホ・ケータイ安全教室」を3・4・5・6年生、保護者を対象に実施し、いじめやトラブル等を防ぐため、情報モラル教育の徹底を図る。

(4) いじめの相談・通報について

- ① 児童の発するいじめのサインを学校全体として見逃さないために、「いじめ対応マニュアル」のチェック項目の確認・活用を図る。
- ② 全職員がいじめの小さな兆候やサインを見逃すことなく、アンテナを高く保ち、毎月の「生徒指導・特別支援・いじめ問題対策委員会」にて、気になる児童についての情報交換と情報共有をする。
- ③ 日常の学級経営の充実を図るとともに、毎日の健康観察・見守り等を丁寧に行い、日々の変化を捉えるようにする。
- ④ いじめの実態把握・早期発見のため、教育相談週間(年2回)、児童対象いじめアンケート(年2回)、保護者対象アンケート(毎月末)、保護者個人面談(年2回)を実施する。
- ⑤ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対応できるよう、必要な啓発活動を行う。
- ⑥ いじめ相談・通報窓口として、教頭、教育相談主任が原則として対応し、児童生徒、保護者、地域住民に周知する。

（５）いじめを認知した場合の対応について



- ① いじめを発見したら担任一人で抱え込むことなく、初期段階（いじめの認知）から迅速かつ適切に「生徒指導・特別支援・いじめ問題対策委員会」を中核にして組織的に取り組む。いじめを受けた・知らせた児童の安全を確保する。
- ② 多方面から情報を収集し、事実確認を明確にしながら、いじめの全体像を把握した上で、事実確認に基づく具体的な対応方針を決定する。
- ③ いじめを受けた児童には、丁寧に話を聞き取り、「最後まで絶対を守る」という姿勢で支援する。
- ④ いじめたとされる児童に対しては、適切な指導（相手の心情を理解した上での謝罪・自分の行為が相手の心身に苦痛を与えたこと・今後の自分の行動など）をするとともに、背景を十分に理解した上で支援を行う。
- ⑤ 周囲の児童には、いじめの傍観者にならないように指導する。正義感をもって行動した児童が次のいじめの対象になることのないよう留意し、再発防止に向け、継続して観察等を絶やさず対応に努める。
- ⑥ 家庭・教育委員会・所轄の青少年サポートセンターへの連絡と相談、事案に応じ、児童相談所・警察署等と連携して対処する。
- ⑦ いじめが「解消している」状態に至った場合でも、継続的に経過観察を行い、再発防止に努めるとともに、保護者には事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請する。

なお、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの条件が満たされ

ている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者またはいじめ問題対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童やいじめを行った児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

3 重大事態への対応について

（1）重大事態とは

- ① いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
- ② いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。

※重大事態の疑いが生じた時点で、調査の実施に向けて動き出すことが求められています。（令和6年8月改訂「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」より）

（2）対応の手順

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事態に対応する組織を設置する。校内組織は、「生徒指導・特別支援・いじめ問題対策委員会」に、専門家や第三者を加え、公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。

※ここでいう「専門家」とは、法律、医療、教育、心理、福祉等の専門的知識及び経験を有する者。また、「第三者」とは当該事態の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者。

- ③ 上記組織を中心として、事実関係を可能な限り明らかにするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果は、いじめを受けた関係児童及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 教育委員会へ報告をする。
- ⑥ 調査結果を踏まえて再発防止の対策を講じる。

(3) 調査の目的

当該事態の事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものである。

(4) 調査の機関について

- ① 教育委員会と協議の上、学校又は教育委員会が調査の主体になる。
- ② 教育委員会の判断により教育委員会の附属機関が調査をする場合がある。
- ③ 教育委員会が市長に報告した後、市長の判断により市長の附属機関が再調査をする場合がある。

4 公表・点検・評価等について

(1) 公表

策定した「学校いじめ防止基本方針」は、学校のホームページで公開する。

(2) 点検

- ① 「学校いじめ防止基本方針」の実施状況を自己点検の項目を決めて行う。
- ② 保護者に対して、学校のいじめ防止基本方針が機能しているか、学校評価や、保護者向けいじめアンケート等で評価してもらう。

(3) 評価

- ① 点検の結果を踏まえて「学校いじめ防止基本方針」の改善に取り組む。必要に応じて「学校いじめ防止基本方針」の修正を行う。
(PDCAサイクルの確立)
- ② いじめの有無やその件数のみを評価するのではなく、児童に寄り添っていか
に解決できたかを評価する。